

令和 4 年 8 月 15 日

お客様各位

北さつま農業協同組合

## 「長期間お取引のない当座性口座のお取扱いについて」 お取引停止のお知らせ

平素は北さつま農業協同組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
このたび当組合では、令和 4 年 9 月以降、普通貯金規定および総合口座規程等に従い  
まして、下記の条件に該当する貯金等のお取引を停止させていただきます。  
なお、お取引停止の口座におきましては、入出金等のお取引ができなくなりますので  
ご了承ください。

### 記

対象	普通貯金・営農貯金・総合口座・貯蓄貯金・こども貯金
お取引停止の条件 (右記の条件を全てみたすもの)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3 年以内に利息決算以外の入出金がないこと</li><li>・ 残高が 0 円であること</li><li>・ 上記の貯金に他のお取引（定期・借入等）がないこと</li><li>・ 当組合にてお取引の停止が妥当と認めた場合</li></ul>

### ○各種規定（抜粋）

各規程の名称	条項	各規程の抜粋
普通貯金規定	1 4 (4)	<b>(解約等)</b> この貯金が、当組合が別途表示する一定の期間貯金者による 利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合 には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知する ことによりこの貯金口座を解約することができるものとしま す。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
営農貯金規定	1 4 (4)	
総合口座取引規定	1 6 (5)	
貯蓄貯金規定	1 5 (4)	
こども貯金規定	9 (3)	

今後ともお客さまにご満足いただけるサービスの提供を図ってまいりますので引続  
きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】  
北さつま農業協同組合  
各店舗窓口 または  
本所 金融指導課  
電話：0996-53-1123